

2023年2月10日

各位

会社名	株式会社グローバルダイニング	
代表者名	代表取締役社長	長谷川 耕造 (コード番号 7625 東証スタンダード市場)
問合せ先	取締役 最高財務責任者	中尾 慎太郎 (TEL : 03-5469-3222)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、下記のとおり2023年3月25日開催予定の当社第50期定時株主総会に、定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更について

(1) 変更理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日付で施行され、上場会社において定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大又は大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう変更案第13条2項を新設するものであります。

なお、本定款一部変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとする附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2023年3月25日
定款変更の効力発生予定日	2023年3月25日

以上

【別紙】《定款変更の新旧対照表》

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 <u>(招集の時期)</u> 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集するものとし、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 (新設)</p> <p>第8章 附則 (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 <u>(招集)</u> 第13条 (現行通り)</p> <p><u>② 当社は、感染症拡大や大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第8章 附則 <u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u> 第4条 <u>第13条の変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生日をもって、これを削除する。</u></p>